

大口町告示第21号

大口町社会福祉団体等育成費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成26年3月31日

大口町長 鈴木雅博

## 大口町社会福祉団体等育成費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

大口町社会福祉団体等育成費補助金交付要綱（平成8年大口町告示第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「大口町民生委員協議会」を「大口町民生委員・児童委員協議会」に改め、同条第3号を削り、同条第4号中「江南保護区保護司会大口地域部会」を「江南保護区保護司会大口町地域部会」に改め、同号を同条第3号とし、同条中第5号を第4号とし、第6号を第5号とする。

第3条中「寄付金」を「寄附金」に改める。

### 附 則

この要綱は、告示の日から施行する。